



■ 団地カスタマイズとは？

簡単なDIYを気軽に、それが団地カスタマイズです。これまでの賃貸住宅では、壁にペンキを塗ったり、壁に釘を打ったりしたいと思っても、貸主の許可が必要だったり、退去するときに戻すこと（原状回復義務）が条件であったりと色々な制約がありました。

公社住宅では、「自分の手で作ったり修理したりするDIY」ができるよう、住宅内部の一部（別紙「DIY届出書」参照）について、DIYを行っても原状回復義務が緩和されました。そのため、これまでと比べ入居者の皆様の好みの住まいづくりができる住戸になっています。

大阪府住宅供給公社が管理している1万戸以上の物件が、団地カスタマイズ対象です。対象団地については公社ホームページをご覧ください。

■ なぜDIY？

既存団地のストック活用策の一環として、弊社では2017年1月より「団地カスタマイズ制度」を導入しました。新たな入居促進・団地の魅力向上に繋がることを目指し、住まう人のライフスタイルに応じた“自分らしい”住まいづくりを応援することが目的です。

■ ここがカスタマイズできちゃいます！



釘の使用 OK

壁等に釘、ビス等を使い棚の設置が可能です。（コンクリート部、プラスター塗り部は除く）



床

CFシート（クッションフロア）の張り替えができ、インテリアの幅も広がります。



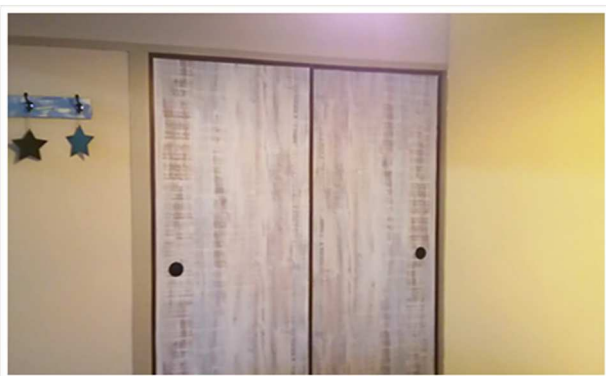
壁の塗装替え・クロス替え

お好みの色やデザインに変更ができます。



天井

天井を塗り替えたり、クロスをお好みのデザインに張り替えができます。



建具(ふすまの張り替え等)

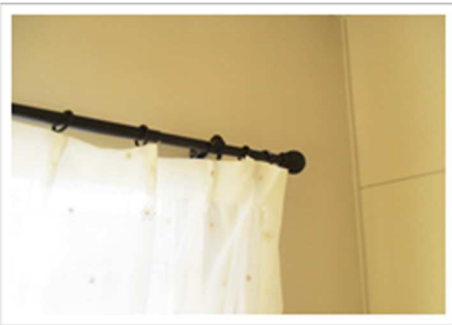
ふすまの張り替え・ふすまの取手取替え、木製建具の取手の取替えができます。



流し台・吊戸棚・棚

表面シート貼りつけ・取手の取替え・棚を新しく設置もできます。

その他のカスタマイズ可能箇所



カーテンレールの取替え



手すり設置



クローゼット化 (ハンガーパイプ設置)



スイッチプレートの取替え



DIYを行う際は必ず「DIY届出書」をご提出ください

この制度は事前に「DIY届出書」を所管の管理センター入居サービス課あてご提出いただき、当公社所定の条件に従って行われたDIYについて、当賃貸借契約に定める「補修費の負担区分」の規定にかかわらず、原状回復義務を緩和するものです。DIY届出書の様式は公社HPからダウンロードできます。「DIY届出書」を提出されずDIYを行われた場合は、原状回復義務が生じる場合がありますのでご注意ください。